

兵庫医科大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2025（平成37）年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、1972（昭和47）年に医科系単科大学として開学し、1978（昭和53）年に大学院医学研究科を開設した。キャンパスは、兵庫県西宮市と篠山市に構え、「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」を建学の精神に掲げ、教育研究活動を展開している。

貴大学では、2010（平成22）年度の大学評価（認証評価）後より、本協会から指摘された、医学部における授業評価結果の学生への開示、国際交流の活発化、医学研究科における学位論文審査において研究指導者が主査を務めることの廃止、博士課程満期退学後1年以内での課程博士授与の廃止、バリアフリーへの取組みなどの改善に取り組んでおり、今回の大学評価において、これらが改善していることが確認できた。

貴大学の取組みとして、建学の精神に基づき、3年次で行う医療職種間での「チーム医療演習」、訪問看護ステーションにおける「在宅ケア（訪問看護）実習」をはじめとした地域実習プログラム、組織的な修学支援として「ピアサポート制度」などがあり、これらは貴大学のユニークな取組みとして評価できる。また、教員の再任審査制度についても評価できるものである。

一方、医学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率は、依然として高いため、是正されたい。

III 各基準の概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

貴大学は、「建学の精神に則り、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学の教育及び研究を行い、有能有為の医師を育成する」という目的を学則に定めている。また、医学部の目的は、建学の精神及び大学の目的を具現化したものとして位置付けられ、それらの関係は「学部教育概念図」として可視化している。医学研究科においては、「理念に内包される医学諸理論とその応用について学修・研鑽し、創造

兵庫医科大学

性豊かな自立した研究者、又は高度な専門知識・技術を有する医療人になる為に必要な高度の研究能力とその基盤となる豊かな学識及び崇高な人類愛の精神を培うこと、並びに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の進展に寄与する」ことを目的として謳い、これを大学院学則に定めている。

これらの建学の精神、学則等に定めた目的を、『学生ハンドブック』や『学生募集要項』『大学案内』等の公的刊行物及びホームページを通じて広く公表するとともに、教職員の研修活動においても周知している。さらに、「兵庫医科大学学生生活実態調査」及び「学校法人兵庫医科大学モラル・サーベイ」により、学生・教職員に対して、建学の精神の理解浸透に関する調査を実施している。

目的の適切性の検証については、「兵庫医科大学大学運営会議」（2015（平成27）年度までは「自己点検・評価委員会」）で行い、改定の必要がある場合には、教授会での意見集約を経ている。また、「兵庫医科大学内部質保証会議」と、同会議の諮問機関であり学外委員を含めた「兵庫医科大学内部質保証評価会議」において検証を行う体制を構築している。医学研究科においては、大学院委員会（2015（平成27）年度までは「大学院運営委員会」）及び大学院医学研究科教授会で検証を行っている。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学では、建学の精神に基づき、医学部及び医学研究科を設置している。そのうえで、学部・研究科等の目的を実現するために、医学部では、教養部門9学科目、専門部門51部門（基礎医学系講座10講座、基礎医学系学科目2学科目、基礎・臨床連携講座1講座、臨床医学系講座22部門、臨床医学系学科目5科目、寄附講座11講座）を設置し、医学研究科では、博士課程として医科学専攻と先端医学専攻の2専攻を設置し、医科学専攻のもとには、器官・代謝制御系、高次神経制御系、生体応答制御系、生体再生制御系、環境病態制御系を、先端医学専攻のもとには、分子病態制御系、疼痛情報制御系、分子再生医学系を設置している。また、附置機関・附置施設として医学教育センター、入試センター、保健管理センター、先端医学研究所、図書館を設置し、附属病院として兵庫医科大学病院、兵庫医科大学ささやま医療センター、兵庫医科大学リハビリテーションセンター、老人保健施設、健康医学クリニック等の医療機関を有している。さらに、2007（平成19）年には、チーム医療教育を連携推進するために医療人育成センターを、2009（平成21）年には医療のグローバル化に対応するために国際交流センターを設置し、社会からの要請を受けた寄附講座を11講座開設している。

兵庫医科大学

教育研究組織の適切性の検証については、学長を議長とした「兵庫医科大学大学運営会議」において定期的に行っており、教育研究組織を見直す必要性が生じたときは、学長がその妥当性の検討を「兵庫医科大学教育研究組織計画委員会」に諮問し、当該委員会の答申案が学長へ上申され、教授会の意見を聴取して学長が決定している。また、決定事項については、「兵庫医科大学内部質保証会議」と「兵庫医科大学内部質保証評価会議」で検証している。

3 教員・教員組織

<概評>

建学の精神及び大学の目的を達成するために、教員に対し「求める人材像」として、「建学の精神に共感し、実践できる人材」「他者の幸せを自らの喜びとできる人材」「常に自己改革と組織の発展のために努力を行う人材」などを掲げている。教員組織の編制方針は、2017（平成 29）年度現在、「兵庫医科大学教育研究組織計画委員会」で検討している段階であるため、これを制定し、周知徹底することが望まれる。

組織的な教育を行ううえで、学長のもと、担当分野ごとに副学長を任命し、「兵庫医科大学大学運営会議」を設置している。また、教育、カリキュラムに関することは医学部では教務委員会、研究科では大学院委員会が中心となって担当している。

医学部、医学研究科の専任教員数については、法令上の要件を満たしており、講座、研究所、学科目、センターの各部署の定数を学長の管理責任のもと、「兵庫医科大学教育研究組織計画委員会」が厳密に管理している。年齢構成についても、バランスに配慮して編制されており、教員組織として適切である。

教員の募集・採用・昇格に関しては、「兵庫医科大学教員審査に関する規程」に基づき行われ、教員の審査は「教員候補者審査委員会」において、兵庫医科大学教員審査基準及び業績評価基準に則り、実施している。また、適正な人材が任用されたかを検証する機会を担保するために任期制を採用し、再任審査基準を明文化するとともに運用実施していることは、評価できる。なお、医学研究科の担当教員は、医学部所属の教員が兼務しているが、学位を有し担当する専攻分野に関する教育研究上の指導能力について、大学院学則でその要件を定めており、大学院委員会が審査している。

教員の資質向上を図ることを目的として、当該年度及び前年度に教授、准教授に着任、昇任した全教員を対象とした「幹部教員FD」において「ハラスメント研修」等を実施している。また、大学全体のファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）をマネジメントする「FD・SD統括

本部」を設置し、医学教育の最新情報や貴大学の教育の方向性等をテーマとした「教員FD」、大学の教育力向上に向けて全教員を対象とした「兵庫医科大学FD」等、さまざまなFD活動を行っている。さらに、各科目の責任者、教務委員会、教授会が授業科目担当教員を評価し、その適合性を「学生による授業評価アンケート」「学生による科目改善アンケート」「学生による臨床実習評価」や教員による「同僚評価」で確認し、顕彰とフィードバックを実施している。

教員の教育研究活動の業績に関する評価については、教育・研究業績集の公開に加え、すべての専任教員の「教員活動報告書」を通じた自己評価の結果に、所属長の評価を加えて点数化し、上位者を「教員活動奨励賞」として表彰するとともに、賞与に加算している。

教員組織の適切性の検証については、「兵庫医科大学大学運営会議」で行い、課題対応などのため定期的に見直しをしている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学全体

貴大学は、建学の精神を踏まえ、学部・研究科ごとに教育目標を制定し、これに基づいて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、学部・研究科ともに、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は連関している。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、学部では教務委員会、研究科では大学院委員会、大学全体としては、「兵庫医科大学大学運営会議」がそれぞれ中心となって行っている。また、2015（平成27）年度に「兵庫医科大学内部質保証会議」及び「兵庫医科大学内部質保証評価会議」を設置し、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性をより確かに検証するために、在学生、卒業生、外部の教育専門家などの有識者から意見を聴取している。具体的には、2016（平成28）年度に「兵庫医科大学大学運営会議」の諮問により、「兵庫医科大学内部質保証評価会議」にて検証した結果、学位授与方針について見直しを提言し、「兵庫医科大学大学運営会議」及び臨時教授会の審議を経て改定している。なお、医学研究科では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について、大学院委員会、研究科教授会を経て、2015（平成27）年度に全面的に改定し、さらに、2016（平成28）年度に学位授与方針の一部を改定した。

医学部

学部の教育目標として、「幅の広い教養と国際性を身に付ける」ことなど8項目を掲げている。学位授与方針は、卒業要件を定めただうえで、建学の精神である「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」の3つを「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の4領域に分け、「安心・安全な医療に強い使命感と自律性を有し、優れた協調精神をもってチーム医療の一員として社会の福祉に奉仕できる良医となるべき素養」など12要素を学生の修得しておくべき学習成果として定めている。また、教育課程の編成・実施方針は、建学の精神を踏まえた学位授与方針を実現するため、「社会の福祉に奉仕する医師としての職責を自覚するため、低学年から体系的な社会教育を実施する」など、14項目を定めている。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、『教育要項』やホームページ等での公表のほか、学部教育概念図として可視化し、周知している。また、医学教育ミニ・ワークショップなどの教員FD、新入生オリエンテーションや新入生保護者説明会、保護者懇談会においても周知している。

医学研究科

研究科の教育目標として、「各研究分野において高度の研究開発能力あるいは医療に関わる専門知識・技術を養成する」ことなどを掲げている。学位授与方針は、建学の精神に則って策定しており、「独創性豊かな研究を立案、遂行できる」など修得すべき知識・能力等を6項目、学位論文審査基準を5項目定め、学位授与基準として、論文作成指導や修了要件、早期学位授与制度についても言及している。教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針を実現するために、教育課程編成の目的を6項目に分けて設定し、『特別講義』などを通して、医学に関する幅広い学識を培い、また『技術講習会』などを通して、医学研究に関する基本技術を習得することなどを定めている。これらの方針は、『大学院教育要項』やホームページを通じて周知している。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

医学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、入学前に培われた基本的素養を生かし、教養教育課程から専門教育課程（基礎医学系科目と臨床医学系科目）へつなげていくよう配慮し、また、医学的知識と倫理観、他者とのコミュニケーション能力、リ

兵庫医科大学

サーチマインドなどを段階的に習得できるよう、カリキュラムを体系的に編成している。さらに、6年一貫教育のもと、各学年次に履修すべき授業科目または単位を指定した学年制を採用し、これらの授業科目を1年次から6年次に分けて編成したうえで、カリキュラム系統図及び時間割表を作成し、学生・教職員に配付している。

教育内容は、2010（平成22）年度改訂版医学教育モデル・コア・カリキュラムをベースとして、総合的かつ多角的に学習することで、学位授与方針が求める修得すべき学習成果を達成できるものとなっている。1年次で医学準備教育・医学入門教育・早期臨床体験実習、2～4年次で基礎医学・社会医学・臨床医学の短期集中型講義と早期臨床体験実習・エスコート実習・在宅ケア実習・基礎系講座の配属を行い、4年次の1月から4つの内科及び1つの外科を4週単位で履修する診療参加型臨床実習と1～2週単位の見学型臨床実習を開始している。6年次の自由選択実習まで合計すると実習期間は60週である。

教育課程の適切性の検証については、教務委員会、教授会で行っており、決定した教育課程は、「兵庫医科大学大学運営会議」で学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性ととも確認・検証を行い、承認している。具体的な改善例として、学生の試験負担に対応した科目配置の再編、自主学習や課外活動に配慮した「Sコマ（Supplementary lesson）」の導入などが挙げられる。

医学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づいて、コースワークとして、1・2年次に必須カリキュラム（授業科目）の履修を義務付け、リサーチワークとして、3年次以降は、主に研究遂行や学位論文の作成を行う体制をとっており、『大学院教育要項』に明示している。また、専門外の分野を幅広く修得するという教育課程の編成・実施方針に基づき、専攻分野には特別講義、共通コースには共同研オリエンテーション、共同研技術講習会、共通講義を設定し、専門分野以外の副分野の選択が可能となっている。ただし、専攻分野における授業内容は指導教員の裁量に任されていることから、改善が期待される。

教育プログラムについては、文部科学省の大学改革推進事業である「がんプロフェSSIONAL養成基盤推進プラン」に2007（平成19）年度、2012（平成24）年度に採択されている。また、2008（平成20）年に文部科学省大学病院連携型高度医療人養成推進事業として採択された「山陰と阪神を結ぶ医療人育成プログラム」は、専門医取得と学位取得が可能な制度となっている。

教育課程の適切性の検証については、大学院委員会、研究科教授会で審議しており、学長が統括している。決定した教育課程は、「兵庫医科大学大学運営会議」で確認・検証を行い、承認している。

(3) 教育方法

<概評>

大学全体

シラバスは、医学部では医学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠して作成しており、学部・研究科ごとに、授業の目的（教育目標）・到達目標・授業計画・評価方法等を統一した書式で作成し、ホームページにて学生に公表している。

シラバスの記載内容と授業内容の整合性については、医学教育センターが「学生による科目改善アンケート」及び教員による「同僚評価」を通じて検証している。医学研究科では、シラバスの記載内容は大学院委員会の委員の分担で個別に行っているが、シラバスの記載内容と授業内容の整合性についての検証は十分とはいえないため、今後は組織的に行うことが望まれる。

医学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、モデル・コア・カリキュラムをベースとした臓器別統合カリキュラム、チュートリアル教育、TBL（Team Based Learning）など、履修年次を指定した必須科目を中心に据え、Moodle とタブレット型端末を用いた双方向型授業や能動的学修を行っている。臨床実習には、見学型臨床実習、診療参加型臨床実習などがある。また、大学病院として老人保健施設、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションを設置し、篠山キャンパスなど地域社会と一体化した環境のもと、「早期臨床体験実習」「地域医療特別演習」「臨床実習」や卒後臨床研修などに生かしている点は、高く評価できる。

特色あるプログラムとして、英会話教育、医学英語教育、海外姉妹校への交換留学（海外研修）を行っている。また、兵庫医療大学との連携による「チーム医療演習」では、医療職種間の相互理解や3つのポリシーに示すチーム医療マインドの涵養を進めており、高く評価できる。さらに、臨床実習では、関西4大学間の相互乗り入れ制度を実施しており、良医育成の活性化が期待される。

成績評価と単位認定については、学則及び「兵庫医科大学教務に関する規程」に定めており、個々の授業科目や実習の評価方法と進級判定基準は『教育要項』にて明示している。

教育内容・方法を改善するために、「学生による授業評価アンケート」「学生による科目改善アンケート」「学生による臨床実習評価」と教員による「同僚評価」を行っており、これら4つの調査結果は対象となった教員や診療科だけでなく、学生にも公開し、学生が選ぶベストティーチャー賞の決定などに活用している。また、

教育効果については、I R室がこれらの各種調査の結果を解析し、医学教育センターと教務委員会が連携して検証している。

医学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、講義と演習・実験研究などの組み合わせによる教育を実施しており、科目試験・平常の成績・レポートなどで成績を評価している。また、共同研オリエンテーション・共同研技術講習会・共通講義・特別講義を必修にして、医学に関する幅広い知識の修得、演習・実験研究・選択科目で医学研究の基本的方法を修得できるようにしている。

研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導について、研究指導の方法及び内容は、『大学院教育要項』に掲載しており、研究指導に関わる年間スケジュールは、2017（平成29）年3月に策定した後、メールで大学院学生と教職員に通知しており、2018（平成30）年度からシラバスに掲載する予定である。また、臨床研究支援センターが研究計画策定から論文作成指導や英語添削まで多角的に一貫して支援している。

大学院学生による授業評価については、『授業評価実施要領』を定め、専門分野の授業科目・特別講義・共通講義などに対するアンケートを実施し、大学院委員会と「兵庫医科大学共同研究施設運営委員会」で検証・活用している。アンケートの結果を踏まえ、例えば、「議論に参加できたか」という項目が一部の講義で低評価であったため、すべての講義で学生参加型の授業の導入を目指すことになった。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 篠山キャンパスを中心として行われる地域医療に関わる実習は、リハビリテーション施設などにおける1年次の「早期臨床体験実習」、ささやま医療センターにおける2年次の「地域医療特別演習」、訪問看護ステーションにおける3年次の「在宅ケア（訪問看護）実習」、老人保健施設をはじめとした4～5年次の「臨床実習」などがある。これらのプログラムは、地域社会と一体化した環境にある特性を生かして、地域医療の意義や課題などを実践的に学ぶ機会を提供するだけでなく、卒業時調査及び臨床実習評価の解析において、学生の満足度が高く、評価できる。
- 2) 兵庫医療大学との連携によるチーム医療教育は、医学部・薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の4学部合同によるチュートリアルと「チーム医療演習」から構成され、1年次のチュートリアルでは、全学部混成の少人数グループでチーム医療の基礎マインドや課題発見力を養っている。3年次の「チーム医療演習」では、全学部混成のグループで5日間、T B L（Team Based Learning）形式の実

習を行っており、医療職種間の相互理解やチーム医療におけるコミュニケーションの重要性や医師の役割について理解を深める教育を行っていることは評価できる。

(4) 成果

<概評>

大学全体

卒業要件・修了要件は、学則及び大学院学則に定め、『教育要項』『大学院教育要項』を通じて、あらかじめ学生に明示している。

学位授与にあたり、医学部では、学則及び「兵庫医科大学教務に関する規程」に基づき、6年間在学し、所定の単位を修得した学生に対して、教授会の審議を経て学長が学士（医学）の学位を授与している。

医学研究科では、大学院学則及び「兵庫医科大学大学院学位規程」に基づき、4年以上在学して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査と最終試験に合格した者に対して、研究科教授会の審議を経て、学長が博士（医学）の学位を授与している。また、所定の単位を修得し、優れた研究業績を上げた者は、3年次での修了を可能とする早期学位取得制度を設けている。なお、課程を経ない者の学位は、学位論文の審査及び試験に合格し、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認した場合に、学長が授与している。

医学部

学生の学習成果を測定するため、IR室が2015（平成27）年度から卒業時アンケートを実施し、その結果について多様な分析を行っている。特に、国際性の習得への達成感が得られていないという結果や、「学生による授業評価アンケート」において、医学英語の教育または医学英語が用いられた講義が行われたことに対して学生の支持率が低い科目が目立ったことを踏まえ、留学生交流会や帰国報告会、医療英会話研修など海外への関心を高め、英語の学習意欲を喚起する取組みを実施している。

医学研究科

学位論文審査基準については、『大学院教育要項』の「課程による者の学位論文審査等に関する申合せ」に定め、あらかじめ学生に明示している。

学位論文審査は、指導教授と学位論文共著者以外から学長が選出した主査1名、副査2名の教授からなる審査委員会が行っている。学位審査は、公聴会を経て、審

査委員会による研究科教授会への報告後、研究科教授会での最終審査を受け、学長が決定し、高得点の学位取得者を表彰している。2011（平成 23）年度より審査委員会メンバーから指導教授と論文共著者を除き、指導者と評価者を明確に分離することで、研究指導内容の客観的評価が実現し、大学院教育の質保証につながっている。なお、学位論文は、2015（平成 27）年度には全員が英文で執筆している。

課程修了時における学生の学習成果を測定するために、学内外のさまざまな助成金への応募や採択状況、研究ノートの定期的な確認や各期末の口頭試問などを評価の指標としている。

5 学生の受け入れ

<概評>

医学部、医学研究科ともに、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、定めている。医学部においては、2015（平成 27）年度に学生の受け入れ方針を改定し、求める学生像について、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の 4 領域に分けたうえで、「医師となることについて明確な目的と情熱を持っている」等、具体的に明示している。医学研究科においては、求める学生像について「創造性豊かな自立した研究者、又は高度な専門知識・技術を有する医療人を志す人」など 8 項目を挙げている。

学生の受け入れ方針は、医学部、医学研究科ともに、『学生募集要項』やホームページに明示し、公表している。医学部においては、入学までに修得が望ましい知識等については、必要な科目及び能力を、『学生募集要項』やホームページのみならず、高等学校訪問、予備校訪問、入試説明会・相談会、オープンキャンパスなどでも説明し、社会への周知を図っている。また、一般公募制推薦入試、地域指定制推薦入試、一般入試、大学試験センター利用入試の各入試については、その選抜方法の趣旨を明示している。なお、障がいのある学生については、事前申し出の窓口を設けている旨を『学生募集要項』に記載し、受験及び修学上の配慮を行っている。

学生の受け入れ方針にかなう学生を獲得するため、医学部では、「兵庫医科大学入試運営委員会」「入試企画等検討委員会」が、医学研究科では「兵庫医科大学大学院入学試験委員会」及び研究科教授会が実務を担当している。入試出題・採点に関わる委員の任命に関しては子弟の受験がないことを確認するほか、学外者による入試問題の検証及び匿名化による採点、「兵庫医科大学入試運営委員会」による合否判定、教授会による審議など公正かつ適切に入試を実施し、適正性を担保している。また、医学研究科では、2013（平成 25）年度より不合格者に対して筆記試験の

兵庫医科大学

個人成績を開示し、選抜方法の透明性の確保に努めている。

定員管理については、医学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ高いので、是正されたい。なお、医学研究科については、収容定員を満たしていない。

学生の受け入れの適切性の検証については、医学部では「学校法人兵庫医科大学常務会」において、学生募集及び入学者選抜の学生の受け入れ方針への適合性、選抜結果の公正性・適切性を検証している。また、「兵庫医科大学入試運営委員会」で、入学試験全体の実施、運営に関わる総括を行い、その適切性を検証し、「入試企画等検討委員会」で入学後の成績等を追跡調査することにより、入学試験制度の妥当性を検証している。医学研究科では「兵庫医科大学大学院入学試験委員会」が入学者選抜の適切性を検証している。ただし、医学部では定員管理に課題があるため、より一層の検証に取り組み、改善することが望まれる。

<提言>

一 改善勧告

- 1) 医学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ1.01、1.05と高いので、是正されたい。

6 学生支援

<概評>

貴大学は、建学の精神を踏まえ、「学生が学修に専念し、安心して安定した大学生活を送ることのできる環境を整備」することなどを明記した「兵庫医科大学学生支援方針」を定めている。同方針においては、医学教育センターが全教職員及び成績評価を行う教務委員会と連携して修学支援を行い、「兵庫医科大学学生部委員会」が全教職員と連携して生活支援を行うことを明文化するとともに、ホームページに掲載・公表し、教職員及び社会への周知を図っている。

修学支援については、医学教育センターを中心に担当しており、1～4年次に学年担任教員を配置し、修学及び学生生活に関する指導、助言を行っている。1年次にはよりきめ細かい支援を行うため、学生6～7名ごとに1名のアドバイザー教員を配置し、定期的な懇談会や面談を通じて、学生生活を支援している。また、「ピアサポート制度」を設けており、支援する学生（上級生）が主体的にさまざまな工夫を凝らして教員とは異なるサポートに努めるとともに、医学教育センター及びアドバイザー教員等と連携して組織的な修学支援をしている点は、高く評価できる。なお、6年次で留年した学生には、留年が決定した直後に、次年度に向けた学習方

兵庫医科大学

法の指導を目的とした特別補習を実施している。さらに、学生の経済的支援として、多くの奨学金制度を設けており、大学院学生については、修学困難な学生に対する学費免除制度のほかに、ティーチング・アシスタント（TA）制度やリサーチ・アシスタント（RA）制度等を設けるなど、大学院学生に対する学生支援の体制も整備されている。障がいのある学生に対しては、「兵庫医科大学学生部委員会」や医学教育センター、保健管理センターが連携して個別に対応している。

生活支援については、学生保健室及び学生相談室を統合した保健管理センターに、保健師、相談員（臨床心理士）を配置し、学生の健康管理を行っている。また、「兵庫医科大学学生生活実態調査」を実施し、学生の修学上の問題を把握するとともに、学生教育懇話会を開催して大学執行部と学生が意見交換を行っている。ハラスメント防止に向けた取組みとして、「学校法人兵庫医科大学ハラスメント防止等に関する規程」を定め、「ハラスメント防止委員会」を設置し、相談に対応している。

進路支援については、卒業後の就職・進学支援として、キャリア教育の講義があり、他大学病院や一般市中病院で実習する機会を設けている。医学教育センターでは、臨床研修病院に関する情報提供を行っている。

学生支援の適切性の検証については、「兵庫医科大学学生部委員会」のもとに、学生生活充実、課外活動・ボランティア活動支援・指導、学生相談室・保健室連絡の3つの小委員会を設置し、毎年3月に当該年度の活動を検証・報告し、「兵庫医科大学学生部委員会」による自己点検・評価のもと、次年度の活動計画に反映している。また、進路支援の適切性の検証については、「教育実務者点検会議」で行っている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 学生、医学教育センター、アドバイザー教員が連携した「ピアサポート制度」を設け、1年次の留年者（2017（平成29）年度からは1年次の希望者全員を対象）に対し、上級生のピアサポーターが対象者のノートをチェックして学習計画の立案や試験対策、クラブとの両立などの助言をすることで、学習の手助けを行っており、成績向上につなげている。医学教育センターは、ピアサポーターの研修など、本制度のバックアップを行っているほか、アドバイザー教員が助言を行うなど適宜サポートしており、組織的な修学支援の取組みとして評価できる。

7 教育研究等環境

<概評>

兵庫医科大学

貴大学は、建学の精神に基づき、障がい者に配慮したバリアフリーの環境を整備することを目的として、安全で情報通信環境が完備した施設などの整備を掲げた「兵庫医科大学教育研究環境整備方針」を定め、ホームページを通じて学内教職員等に周知し、建学の精神に則った教育・研究の環境整備を推進している。

教育の環境整備について、大学設置基準上必要な面積を上回る校地・校舎面積を有しているほか、篠山キャンパスを整備し、臨床実習や「地域医療特別演習」の教育の場として活用している。また、老朽化等による教育研究環境の変化にも対応しており、構造上の問題でバリアフリー化が不可能な講義室については、2017（平成29）年度竣工予定の教育研究棟により解消される予定である。

図書館については、専門的な知識を有する専任職員を配置し、国内外の主要な雑誌と十分な蔵書・座席数と学術情報ネットワークを有し、電子ジャーナル、電子ブックの利用も可能であり、適切に運用されている。また、定期的なデータベース利用講習会の開催、研修会や講習会への参加を通じた図書館スタッフの意識向上に努めている。

教育・研究支援体制の整備については、各講座に十分なスペースを確保し、予算も教員配置数及び積算単価を基に講座ごとに適切に配分している。研究専念時間は、臨床系教員及び基礎系教員で一定程度確保されており、研究機会が保障されている。また、RAによる研究プロジェクトの補助的業務及びTAによる教育的補助業務を制度化しているが、RAの運用実績はあるものの、TAの運用実績はない。

研究倫理については、「学校法人兵庫医科大学研究倫理規程」を定め、「兵庫医科大学倫理審査委員会」を中心に審査している。「兵庫医科大学倫理審査委員会」は、2016（平成28）年に国立開発研究法人日本医療研究開発機構により、質の高い倫理審査体制が整備された委員会として認定された。動物実験の実施体制は、国立大学法人動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会の「動物実験に関する相互検証プログラム」による外部検証を受けており、適切に機能していることが認定されている。さらに、研究倫理教育として、教職員及び学部学生・大学院学生に対し、講習会あるいは「e-Learning CITI Japan」の受講を義務付け、倫理観を醸成する環境を整えている。

教育研究等環境の適切性の検証については、「兵庫医科大学大学運営会議」が行っている。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

貴大学は、建学の精神において「社会の福祉への奉仕」を筆頭に掲げ、学則及び

兵庫医科大学

医学部の目的において、社会貢献を謳っている。こうした建学の精神や目的に基づき、高度な医療を担い、地域住民の健康増進を支援することや地域の医療機関との連携などを掲げた「兵庫医科大学社会連携・社会貢献方針」を定め、ホームページを通じて、学内教職員をはじめ社会に公表しており、この方針に従って多彩な活動を展開している。

また、教育・研究の成果に基づくさまざまな知的財産の創造とその活用等による産官学連携活動や社会貢献活動について、「学校法人兵庫医科大学産官学連携ポリシー」を定め、このポリシーに基づき、「学校法人兵庫医科大学共同研究規程」及び「学校法人兵庫医科大学受託研究規程」を設けて、管理している。研究成果に伴う発明等に係る権利の扱い等は、「学校法人兵庫医科大学発明委員会」が管理している。産官学連携で生じうる利益相反については、「学校法人兵庫医科大学利益相反ポリシー」及び「学校法人兵庫医科大学利益相反マネジメント規程」により設置された「利益相反マネジメント委員会」が管理運営している。また、その支援体制として、産官学連携課（2017（平成29）年度より学術研究支援部研究協力課が業務を引き継いでいる）を設置し、専任のURA（University Research Administrator）を配置したうえで、知的財産等に関する資格を有する産官学連携業務に携わる人材を育成していることは評価できる。

教育研究成果の市民への提供については、学内での市民健康講座の開催、民間企業との共催による市民公開講座などを通じて積極的に医療情報の提供を行っており、社会貢献として評価できる。さらに、地域医療支援活動において、ささやま医療センターを中核病院として地域包括ケアシステムを構築している。また、地域医療懇談会を定期開催し、阪神南圏域の医師会会員との緊密な医療連携によって医療レベルの向上に貢献している。

研究面では、公的研究費の獲得や他大学の理工学分野の学部との連携、研究推進戦略本部及び下部組織である共同研究支援センターと臨床研究支援センターによる企業や外部機関等との積極的な共同研究や受託研究等への支援によって産官学連携が実現しており、今後の成果が期待される。

国際交流については、国際交流センターを設け、留学生・研究者の交流及び海外大学との学術協定の締結とともに定期的を開催する「国際交流センター委員会」で活動計画の立案と活動内容を検証している。

社会連携・社会貢献の適切性の検証については、良医の輩出や附属病院による診療活動等を通じた社会貢献に重きを置くことから、附属病院が臨床面の活動内容を定めて実施・検証している。また、地方自治体や地域のさまざまな機関との連携、産官学連携の推進、医学的な研究成果や保健・医療情報の積極的な発信、国際交流の推進、教職員と学生のボランティア活動支援については、「兵庫医科大学大学運

「学会議」で活動内容を定めるとともに、その実施内容について検証している。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

貴大学は、建学の精神を実現するために、「兵庫医科大学運営方針」を定め、ホームページに掲載し、教職員への周知と社会への公表をしている。同方針においては、すべての構成員（学生・保護者・教員・職員・同窓生）が誇りを持ち、法令を遵守した組織運営を行うこと、また学長のリーダーシップのもとで、戦略的な大学運営、人材育成に注力すること、内部質保証と不断の改革・改善に努めることを明示し、管理運営体制の整備・構築を掲げている。しかし、中期事業計画とそれに基づく運営方針の認知度について、「学校法人兵庫医科大学モラル・サーベイ」の集計結果によると、「第2次中期事業計画 2013～2017」の内容を知らない、または、計画への共感をしていない教職員が多数を占めている。したがって、大学の運営方針や諸施策の詳細、意義、方向性を大学全体へ浸透させる方策に課題がある。

法人組織と教学組織の関係性については、「学校法人兵庫医科大学寄附行為」等で定められており、学長は大学を代表して校務を掌り、包括的な責任者として権限を有し、所属職員を統督することを学則に明記している。学長選考は「兵庫医科大学学長選考規程」に基づいて行われ、教授会は候補者の資格審査と意向投票を行い、理事長が理事会の議を経て決定する。2015（平成27）年度から学長の権限とガバナンスが強化され、大学病院長が副学長に加わり、学長を議長とする「兵庫医科大学大学運営会議」を設置している。また、学部教授会及び研究科教授会の権限と責任については、学則及び大学院学則の中で明確にしており、各教授会規程では、教授会の運営に関して必要な事項を定めている。

事務組織については、「事務局の管理運営・編成方針」を定めており、事業計画・各部署の要望書・採用年次・配置年数などで必要人員と人事異動を決めている。2015（平成27）年度に人事考課制度を見直し、年度ごとに上司が成果・意欲・能力の3要素を5段階で評価している。また、事務職員の資質向上や人材育成を目的としたSDとして、入職時研修・職位階層別研修・昇任時研修・新任考課者研修などを実施し、接遇マナー研修や若手異職種研修を通じて職場環境の改善や事務組織の活性化を図っている。さらに、2016（平成28）年度には「FD・SD統括本部」を設置し、より効率的な体制を整えた。

予算編成は、目標収支差額に基づく予算編成方針大綱を作成したうえで、「学校法人兵庫医科大学常務会」と理事会で承認され、予算執行は、各部署の決裁のプロセ

兵庫医科大学

スに基づいて厳格に行われている。監査については、監事による監査及び監査法人による財務監査のほか、「学校法人兵庫医科大学内部監査規程」に基づく内部監査を実施するなど、適切に行われている。

以上のとおり、貴大学が定めた管理運営方針は概ね達成されており、管理運営の適切性の検証については、「兵庫医科大学内部質保証会議」で、管理運営体制及び財務等の状況に対する自己点検・評価を通じて行い、「兵庫医科大学内部質保証評価会議」による外部評価を行っている。

(2) 財務

<概評>

中・長期的な財政計画として、法人全体の「第2次中期事業計画2013～2017」及び「西宮キャンパスグランドデザイン」に基づき、年次計画の遂行と校舎改築のための財源確保を目的として、10年間の収支・財務シミュレーションを作成し、目標収支差額を定めている。なお、この収支・財務シミュレーションについては、決算結果を基に、毎年度更新を行っている。

事業活動収支計算書（消費収支計算書）関係比率については、「医歯他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べ、法人全体で事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）が低くなっているものの、経年的にプラスで推移している。一方で、貸借対照表関係比率については、施設・設備投資を行っていることもあり、同平均に比べ、純資産構成比率（自己資金構成比率）が低く、総負債比率が高くなっており、「要積立額に対する金融資産の充足率」も低く推移していることから、教育研究目的・目標を実現する上で必要な財政基盤が十分であるとはいえない。

今後の財政運営について、「西宮キャンパスグランドデザイン」では、20年という長期計画で大学棟・病院棟の建設が予定されているものの、貴大学でも認識している通り、実現に向けたより具体的な改善策を検討することが必要である。そのため、目標収支差額の設定だけでなく、人件費比率などの財務関係比率に関する中・長期の数値目標を定め、年度ごとの達成状況を検証することにより、実現性の高い財政計画の策定につなげることが望まれる。

なお、外部資金については、法人の研究推進戦略本部及び事務局の学術研究支援部を設置するなど、体制を整備したことにより、採択件数・金額ともに増加傾向にある。

10 内部質保証

<概評>

貴大学は、建学の精神に基づき、全学的な自己点検・評価を行う「兵庫医科大学内部質保証会議」、第三者の視点による客観評価を行う「兵庫医科大学内部質保証評価会議」を通じて、内部質保証システムを継続的・恒常的に機能させるなどの「兵庫医科大学内部質保証方針（内部質保証ポリシー）」を定め、ホームページで公表している。

自己点検・評価については、2010（平成 22）年度から 2014（平成 26）年度までは、部署単位での実施にとどまっていたが、2015（平成 27）年度からは、「兵庫医科大学内部質保証会議」を設置し、同会議を中心として全学的な自己点検・評価を行う体制を整えて、毎年度実施している。

内部質保証システムは、学校法人レベル、大学レベル、教育面と研究面の 3 段階で構築している。学校法人レベルでは、教学監査を含む監事監査を行い、大学レベルでは「自己点検・評価委員会」に代わって新設された「兵庫医科大学内部質保証会議」が自己点検・評価している。第 3 レベルとしては各領域で個別に行っており、具体的にいえば、教育面では教育担当副学長が議長を務める「教育実務者点検会議」が、研究面では臨床研究支援センターが自己点検・評価している。また、「兵庫医科大学内部質保証評価会議」を設置し、貴大学教員のみならず学生、同窓会、学外評価者など学内外からの評価を受けている。これらの内部質保証システムは、「兵庫医科大学内部質保証体制図」として、可視化している。さらに、内部質保証の実務部門として、IR 室を設置し、専任職員と兼務教員を配置している。なお、前回の大学評価以降、本協会より指摘された課題について「改善報告書」を提出し、改善に努めている。

学校教育法施行規則で公表が求められている事項、財務関係書類及び自己点検・評価の結果については、ホームページで公表している。

各基準において提示した指摘のうち、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2021（平成 33）年 7 月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上